

令和5年度
第 1 回
士別市振興審議会
議 案

日 時：令和5年11月22日(水) 午後4時10分～

会 場：士別市役所 3階 議場

会議資料一覧

《資料1》 士別市振興審議会条例

《資料2》 士別市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン（案）

《資料3》 「士別市まちづくり基本条例」の見直し（こども基本法関連）について

《資料4》 「士別市まちづくり基本条例」意見提出用紙

《資料5》 こども基本法の概要

《資料6》 「士別市まちづくり基本条例」パンフレット

《資料7》 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について

会 議 次 第

1 開 会

2 委 嘱 状 交 付

3 委 員 の 紹 介

4 市 長 挨 拶

5 議 事

(1) 会長、副会長の選任について

…《資料1》

(2) 土別市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン（案）について

…《資料2》

(3) 土別市まちづくり基本条例の見直しの検討について

…《資料3～6》

6 情 報 提 供

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について

…《資料7》

7 閉 会

○士別市振興審議会条例

平成18年3月17日
条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、士別市振興審議会（以下「審議会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について必要な調査研究及び審議を行い、その促進等について答申し、又は意見を具申するものとする。

- (1) 市の振興等に係る重要施策に関すること。
- (2) 士別市まちづくり基本条例（平成24年士別市条例第1号）の総合的な検討に関すること。
- (3) 総合計画等の主要な各種計画に関すること。
- (4) 土地利用及び開発事業等に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任するものとする。

2 会長は、審議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき若しくは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長選任以前の会議は、市長が招集するものとする。

2 会長は、会議の議長を務める。

(専門部会)

第7条 審議会に、専門部会を置くことができる。

(処務)

第8条 審議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年1月27日条例第6号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月10日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

【概要】士別市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

1 目的

太陽光発電施設を設置しようとする事業者が、地域や市の理解を得ながら施設の適切な管理運営を行うためのガイドラインです。

- (1) 地域や住民とのトラブル防止・地域との協調
- (2) 不適切案件の発生防止



2 対象となる施設

- (1) 出力10kW以上の発電施設
 - ・建築物へ設置する物を除く
 - ・自家消費を除く
 - ・固定価格買取制度（FIT）の認定を受けない施設も対象

3 ガイドラインで定める主な事項

- (1) 対象区域 士別市の全域
- (2) 事業者 発電設備の設計者、コンサルタント、設備の設置者、発電事業者など（保守点検や維持管理を行う事業者を含む）
- (3) 施設の適正な設置
 - ①士別市との事前協議（事業概要の提出、設置方法など）
 - ②地域の理解促進（住民や企業など周辺関係者への説明）
- (4) 施設設置後の適切な維持管理など
 - ①適正な維持管理（施設の保守点検、緊急連絡先、災害発生時の対応など）
 - ②撤去及び廃棄（撤去・廃止における計画的な対応など）

4 事業者のみなさまへ

既に着手、発電を開始している場合においても、ガイドラインの趣旨に沿って適切な維持管理に努めてください。



担当：士別市総務部企画課まちづくり推進係
☎0165-26-7790 MAIL:kikakuka@city.shibetsu.lg.jp

士別市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン（案）

（趣旨）

第1条 このガイドラインは、資源エネルギー庁が策定する「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」を補完するものとして、市内における太陽光発電施設の設置に関し、事業者が、市長及び近隣関係者に対して、事業計画内容を施工前に明らかにすることについて必要な事項を定めるとともに、近隣関係者の安全及び周辺環境等に配慮することについて定めるものである。

（定義）

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換するための設備（太陽光パネル等を土地に自立して設置するもの）及びその附属設備をいい、出力10kW以上の発電施設をいう。

ただし、事業者の事業所等と併設されるもので、主に自己消費を目的とするものを除く。

(2) 出力 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいう。

(3) 事業者 太陽光発電事業に関わる次に掲げる者をいう。

ア 機械製造又は設計を行う者

イ コンサルタントを行う者

ウ 太陽光発電施設（以下「発電施設」という。）の設置等を行う者

エ 発電事業を行う者

オ 保守点検又は維持管理を行う者

カ 発電施設の譲渡又は承継を受けた者

(4) 事業区域 発電施設の用に供する土地の区域をいう。

(5) 近隣関係者 次に掲げるものをいう。

ア 事業区域に隣接する土地について、所有権又は借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）をいう。）を有する者

イ 事業区域に隣接する土地に存する建築物について、所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体であつて、事業区域内又は事業区域に隣接する土地に所在する団体

エ 太陽光発電事業の実施に伴い影響を受けることが懸念される農林業その他の事業を営む者で組織する団体

オ その他これらのものと同程度の影響を受けると市長が認めるもの
(対象地域)

第3条 このガイドラインの対象地域は、市内全域とする。

(法令等に基づく手続等)

第4条 事業者は、発電施設を設置する場合において、発電施設設置に係る関係法令等の規制に該当する場合は、市の関係部局及び関係行政機関と事前に相談又は協議を行い、必要な手続等を行うものとする。

- 2 事業者は、事業区域の全部又は一部が法令上問題がない地域でも、災害発生リスク、良好な景観の阻害又は自然・生活環境への影響が懸念される場合などについては、当該計画が周辺的生活環境等に与える影響を十分に考慮し、計画の中止を含め抜本的な見直しを検討するものとする。

(発電施設に係る届出等)

第5条 事業者は、発電施設の工事に着手する60日前までに、士別市太陽光発電施設計画届出書(様式第1号)に事業区域の位置図等を添付し、市長に届け出るものとする。

- 2 前項の規定による届出を行った事業者は、当該届出に係る設置工事が完了したときは、14日以内に士別市太陽光発電施設設置工事完了届出書(様式第2号)を市長に届け出るものとする。
- 3 第1項の規定による届出を行った事業者は、届出対象太陽光発電施設の計画又は事業等を変更又は廃止しようとするときは、変更又は廃止する日の30日前までに、士別市太陽光発電施設変更・廃止届出書(様式第3号)を市長に届け出るものとする。

(近隣関係者説明会等の実施)

第6条 事業者は、発電施設を設置しようとする場合は、第5条の規定による届出を行う前までに近隣関係者に対して、説明会を実施し事業内容を周知するものとする。

ただし、近隣関係者が少ないなどの理由で戸別訪問等により周知する場合は、この限りでない。

- 2 事業者は、説明会又は戸別訪問等(以下「説明会等」という。)において、近隣関係者から出された要望及び意見に対しては、誠意をもって対応するものとする。
- 3 事業者は、前2項の規定による近隣関係者に対する説明会等の概要及び近隣関係者から出された要望又は意見について、近隣関係者説明会等概要報告書(様式第4号)を作成し、市長に報告するものとする。
- 4 事業者は、前項の報告後に、更に説明会等の開催の必要が生じた場合は、再度説明会等を開催し、近隣関係者の理解を得るように努め、説明会等を開催した場合は、前項の規定に準じて報告するものとする。

(遵守事項)

第7条 事業者は、発電施設を設置する際は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 近隣関係者との協調を保つこと。
- (2) 雨水等による土砂、汚泥の流出及び水害等の災害防止対策を講じること。
- (3) 既存の地形や樹木等を生かしながら、周囲の良好な景観に支障を与えないよう、周辺環境及び景観との調和に配慮すること。
- (4) 災害発生時等の緊急連絡に対応するため、事業者の名称及び連絡先を記した看板を発電施設の敷地内に設置すること。また、災害発生時等に、速やかに対応できるよう関係行政機関等の連絡先を含めた緊急連絡体制を整備すること。
- (5) 発電設備については、定期的に保守点検を行い、その性能を保持するように適切に管理すること。
- (6) 事業区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤等の薬剤を使用する場合には、周辺環境に十分に配慮すること。
- (7) 住宅地に近接する場所に発電施設を設置する場合は、圧迫感、景観、騒音・振動、熱風、反射光、電波障害等に配慮し、敷地境界からの後退や植栽による遮蔽等により近隣関係者の良好な生活環境を害することのないよう、必要な措置を講じること。
- (8) 工事の際の工事車両の通行や施工に当たっての安全を確保し、近隣関係者から、さらなる安全確保についての要望があった場合は、誠意をもって対応すること。
- (9) 施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実な対応をとること。
- (10) 施設計画の段階から事業終了後の将来計画を十分に検討するとともに、発電施設の廃止に伴う太陽光パネル等の撤去に要する経費等を計画的に調達・手配すること。
- (11) 発電施設を廃止する場合は、事業者の責任により、関係法令等に基づき速やかに撤去等の対応をすること。なお、撤去に当たっては、廃止後の土地利用に応じて適切に事業区域を処理し、周辺的生活環境等に影響が及ばないよう配慮すること。
- (12) 事業を譲渡・承継する場合は、把握している若しくは予想されうる運用・管理状況及び廃止の条件等について、責任をもって引き継ぐこと。

(報告)

第8条 市長は、このガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な事項について報告を求めることができるものとする。

(補則)

第9条 このガイドラインの施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

- 2 このガイドラインは、社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直しを行うこととする。

附 則

(施行期日)

- 1 このガイドラインは、令和5年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 このガイドラインの施行の日（以下「施行日」という。）から、令和6年1月29日までに工事に着手する発電施設における第5条第1項の「発電施設の工事に着手する60日前までに」及び令和5年12月30日までに変更又は廃止する発電施設における第5条第3項の「変更又は廃止する日の30日前までに」とあるのは、「このガイドラインの施行の日以降速やかに」とする。
- 3 このガイドラインの施行日において、現に工事に着手している事業者は、第7条に掲げる事項の遵守に努めることとし、第5条第1項及び第6条第1項の規定は適用しない。ただし、工事に着手している発電施設に係る説明会を開催した場合は、近隣関係者説明会等概要報告書（様式第4号）を作成し、市長に報告するものとする。

様式第1号（第5条関係）

士別市太陽光発電施設計画届出書

年 月 日

（宛先）士別市長

届出者 住所
名称 印
（法人にあっては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

士別市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

太陽光発電施設の名称	
設置場所	
敷地面積	m ²
出力 ※1	k W
事業者	住所 名称 （法人にあっては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名） 電話番号 連絡先担当者 所属 役職 氏名 電話番号
着工予定年月日	年 月 日
稼働開始予定日	年 月 日
説明会等の概要 ※2	
参考資料 ※3	

※1 出力を小数1桁（小数第2位切捨て）まで記載してください。

※2 近隣関係者説明会等概要報告書（様式第4号）を添付してください。

※3 事業計画、事業区域の位置図及び平面図、施設配置図、送電配置図、関係機関との協議状況その他必要な資料を添付してください。

様式第2号（第5条関係）

士別市太陽光発電施設設置工事完了届出書

年 月 日

（宛先）士別市長

届出者 住所

名称

印

（法人にあっては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

士別市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン第5条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

太陽光発電施設の名称	
設置場所	
敷地面積	m ²
出力 ※1	k W
事業者	住所 名称 （法人にあっては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名） 電話番号
完了年月日	年 月 日
稼動開始日	年 月 日
参考資料 ※2	

※1 出力を小数1桁（小数第2位切捨て）まで記載してください。

※2 工事記録、工事写真その他市長が必要と認める書類を添付してください。

様式第3号（第5条関係）

士別市太陽光発電施設変更・廃止届出書

年 月 日

（宛先）士別市長

届出者 住所

名称

印

（法人にあっては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

士別市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン第5条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

太陽光発電施設の名称 ※1	
設置場所 ※1	
変更の内容 ※2	住所 名称 （法人にあっては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名） 電話番号
変更・廃止の理由	
変更・廃止の予定	年 月 日
参考資料 ※3	

※1 太陽光発電施設の名称又は設置場所を変更する場合にあっては、変更前の名称及び場所を記載してください。

※2 事業者の住所・氏名（法人代表者の氏名を除く）、太陽光発電施設の名称、設置場所、敷地面積、出力を変更する場合にあってはその内容を記載してください。

※3 事業区域の位置図、関係機関との協議状況その他必要な資料を添付してください。

※4 計画段階の変更・廃止についても、本様式により届出してください。

様式第4号（第6条関係）

近隣関係者説明会等概要報告書

年 月 日

（宛先）士別市長

事業者 住所
名称

（法人にあつては主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

近隣関係者等 近隣関係者等名
近隣関係者等代表者氏名
電話番号

士別市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン第6条第3項の規定により、下記のとおり近隣関係者説明会等の概要を報告します。

記

太陽光発電施設の名称	
説明会等の日時など	開催日 年 月 日 場 所 説明者名 近隣関係者等参加人数 周知方法及び周知範囲 ※周知用チラシ等があれば添付してください。
説明会の状況（内容）	※説明会の配付資料があれば添付してください。
近隣関係者等の意見及び要望	
近隣関係者等の意見及び要望への回答	

- ※1 戸別訪問等により周知した場合には、本様式に準じ、戸別訪問先ごとに作成してください。その場合、戸別訪問先の名称は近隣関係者等名の欄に記載してください。
- ※2 本書類は、士別市太陽光発電施設計画届出書（様式第1号）に添付してください。
- ※3 近隣関係者説明会等参加者名簿を添付してください。

「士別市まちづくり基本条例」の見直し(こども基本法関連)について

1. 背景

- ・令和5年4月1日に「こども基本法」が施行。
法の目的：全てのこどもが、心身の状況や置かれている状況に関わらず健やかに成長し、権利の擁護が図られ、幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざす。

2. 見直しの検討について

- ・まちづくり基本条例第39条において、社会情勢等の変化に対応し、士別市の現状にふさわしいものとなっているかについて適宜検討、4年を超えない期間で見直しを検討。
《前回の見直し検討・令和2年5月、振興審議会で協議（結論は改正なし）》

●関係法令等における子どもの定義

法令等の名称	内容
こども基本法	第2条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。 * 特定の年齢で区切るものではなく「心身の発達の過程にある者」
士別市まちづくり基本条例	第6条 満20歳未満の青少年や子どもは、それぞれの年齢にふさわしい方法でまちづくりに参加する権利を有します。 * まちづくりに対する満20歳未満の青少年や子どもの参画権利を規程
※参考 士別市子どもの権利に関する条例	第2条(1) 子ども 18歳未満の人(18歳に達し、20歳に満たない高校生を含む。)で市内に居住する人、通学する人、通勤する人 * 条例の改正は行わない

- * いずれも、子どもの権利を確保する目的と性質を有するものであり、子どもに不利益が生じるものではない。

3. 連絡方法

- ・見直しについてご意見がある場合は、別紙様式にご記入の上、ファックス、メールでご提出をお願いいたします。

【提出先】

〒095-8686 士別市東6条4丁目1番地 ファックス：0165-22-1934

士別市総務部企画課まちづくり推進係（市役所本庁舎2階）

メール：kikakuka@city.shibetsu.lg.jp

【締切】 11月30日（木）17時まで

【意見提出用紙】

案件名	「士別市まちづくり基本条例」の見直しについて
氏名	
意見内容	

ご意見がある場合は、ファックス、メール等により提出をお願いします。

【提出先】
〒095-8686 士別市東6条4丁目 ファックス：0165-22-1934
士別市総務部企画課（市役所本庁舎2階）
メール：kikakuka@city.shibetsu.lg.jp

【締切】11月30日（水）17時まで

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長ことができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務
- 事業者・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとり、こども施策の一層の推進のために必要な方策を検討¹

市民が主役のまちづくり

士別市まちづくり基本条例

市民自治

情報共有

「まちづくり基本条例」が
施行されて1年を迎えるね。
いま一度、この条例について
理解を深めてみない？



そうね。「まちづくり基本条例」は、
市民みんなで「育てる条例」だっ
て聞いたことがあるわ。条例のこ
とをよく知って、みんなで士別を
良いまちにしていきたいわね！

このパンフレットは、市民のみなさんに「士別市まちづくり基本条例」をさらに理解していただき、「市民が主役のまちづくり」をいっそう進めていくために作成しました。
今回は、さほっちとメイちゃんが、ガイド役を務めます。

【条例の前文】(抜粋)

私たちのまち士別市は、北海道北部の中央に位置し、天塩川源流域の豊富な水と緑の大地をはじめとする美しい自然環境に恵まれた農林業を基幹産業とする田園都市です。士別市は、最北で最後の屯田兵や多くの先人の英知とたゆまぬ努力によって開拓が進められ、冬の厳しい寒さや雪を克服するとともに地域特性として生かすなど、自然との共生のもとに、生活基盤の整備や都市機能の充実を進め、圏域の中心都市として確かな発展を遂げてきました。

私たちには、先人が大切に守ってきた自然環境や積み重ねてきた歴史や育んできた文化を次代へと継承していく責任があるとともに、市民憲章に示す「人と大地が躍動するすこやかなまち」をめざして、都市宣言なども踏まえ、子どもたちが健やかに育ち、だれもがいいきと暮らすことのできる明るく住みよい地域づくりを進めていく使命があります。さらに、創造的で発展的な自主自律の地域社会をつくるため、市民が主役の市政を進め、地域の主体性と責任のもとに、多様化・複雑化する様々な課題を解決していくことが必要です。

そのためにも、私たちは、市民自治と情報共有を基本原則に、地域力をもって、士別市のまちづくりを進めます。

まちづくり基本条例って、何？

●そもそも、「まちづくり」って、どういうこと？



たとえば、
市役所が
さまざまな団体や
個人などが
協力しあって

◇道路や上下水道、公園などを整備する
◇安全・安心の事業や環境づくりを進める

などもそうだけれど、

◇農業や商工業などの産業を活発にする
◇文化活動やスポーツ活動を盛んにする
◇みんなが楽しめる行事やイベントを行う
◇ほかの地域との交流を進める

ということや、

身近な取り組みとして
市民みんなが、

◇自治会の活動に積極的に参加する
◇地域の支え合いや美化活動に参加する

というようなことも
「まちづくり」の活動だよ。

このほか、

◇市のアンケート調査に協力する
◇講演会などに参加する
◇市長や議員の選挙に行く

なども、
「まちづくり」には大事だね。

このように、いろんな活動や取り組みが「まちづくり」につながるよ。
つまり、みんなが幸せに暮らせる良いまちにしていくための取り組みが「まちづくり」だよ。
より良い「まちづくり」には、市民みんなの力を合わせる必要があるよ、

そのためにも、

◇市の広報やホームページなどで情報を得る
◇さまざまな人たちと情報や意見を交換する

ことも大事だよ。

●じゃあ、「まちづくり基本条例」って、なに？



「まちづくり基本条例」は、

みんなが協力して、まちづくりを
進めるための大切な決まりごと

を定めた
もので

まちの憲法

とも
いわれるよ。

その内容には、

まちづくりの理念（こうあるべきという考え）や
原則（基本的な決めごととして大切に考える）

などのほか、

市役所や議会は、

◇積極的に市民に情報を提供する
◇市民がまちづくりに参加しやすくする

ということや、

市民のみんなも、

積極的に自治会活動やまちづくり
の活動に参加しましょう

ということが示されているよ。

●士別市の「まちづくり基本条例」の特徴は？



この条例は、市民の「提言」をもとに、その内容が決められたよ。

基本原則（最も大事なこと）としては、

市民自治

（市民が主役となってまちづくりを進めること）と

情報共有

（いろいろな情報をみんなで理解し合うこと）が定められているよ。

そのほか、「子どもたちの権利」や「自治会」について書かれていることや
できるだけわかりやすい文章にして、「です・ます体」を使っていることも特徴だね。
また、「議会基本条例」や「市民参加条例」がいっしょに定められたことの意味も大きいね。

まちづくり基本条例の柱！

● 基本理念

基本理念には、次の3つが定められているよ。



- (1) 友好と非核平和、地球環境保全をに向けたまちづくりを進めます。
- (2) 「市民憲章」を尊重し、明るく住みよいまちづくりを市民の総意で進めます。
- (3) 市民・議会・行政の3者の役割分担と連携・協力のもとに、「地域力」を高め、「地域力」を発揮するまちづくりを進めます。



- (1) 世界中のみんなが仲良くして、美しい地球を守っていこうということね。
- (2) 市民憲章は、私たち市民の共通の行動目標として、とっても大切なものね。
- (3) 市民の行動力やお互いの協力が「地域力」を強くするのよね。この力で、「まちづくり」を進めていってということね。

● 基本原則

基本原則は、次の2つだよ。



- (1) 市民自治の原則
市民は、まちづくりの主役として、自らの意志と自発的活動のもとに、まちづくりを進めます。また、その一部を議会と行政に信託します。
- (2) 情報共有の原則
議会・行政の積極的な市政情報の提供などのもとに、市民・議会・行政は、まちづくりに関する情報を共有します。



士別市をもっと良いまちにしていけるには、みんなで考え、行動することが大切なことね。「市民が主役のまちづくり」を進めるためにも、市役所や議会は、これまで以上にいろいろな情報を市民に伝えていくということを定めているのね。

◆「市民自治」と「情報共有」に向けた取り組みの例



「市民自治」や「情報共有」を進めるため、この1年間に、次のような取り組みが進められてきたよ。

- (1) 市民自治を進めるために
 - ・「子どもの権利に関する条例」や「男女共同参画行動計画」などの7つの案件について、パブリックコメント（重要な計画や条例の案について市民の意見を聞く仕組み）を実施
 - ・計画の策定過程での市民参加（子どもを含む）や意見交換会などの実施
 - ・市長とのふれあいトークや地域政策懇談会などの開催
- (2) 情報共有を進めるために
 - ・市議会『インターネット中継』の導入
 - ・『議会報告会』の開催
 - ・『広報しべつ』のリニューアル
 - ・公式『フェイスブックページ』の導入
 - ・『士別市ポータルサイト（ホームページ）』での「音声読み上げ」や「動画コンテンツ」導入

市民・議会・行政の関係

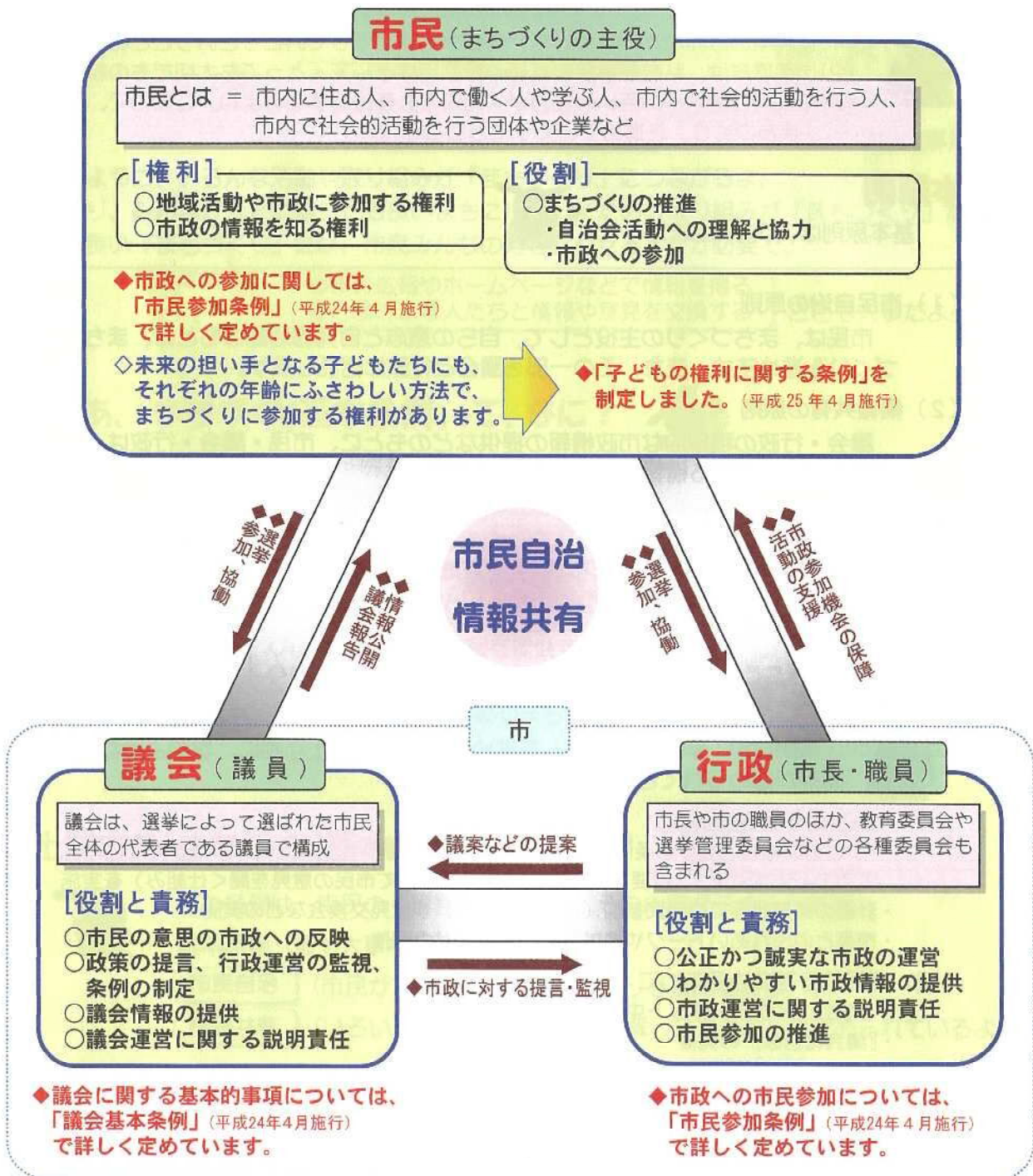
●市民・議会・行政の連携・協力



士別市では、これまで以上に、市民（一人ひとりの市民や団体・企業など）・議会（議員）・行政（市役所＝市長や市の職員）が、それぞれの役割を果たし、連携・協力しながら、「市民が主役のまちづくり」を進めていくよ。



市民・議会・行政の連携・協力のイメージ



まちづくりを進めるために



この条例には、4ページまでの内容のほか、「まちづくり」を着実に進めていくために必要なさまざまなことが書かれているよ。



●行政運営・市民参加

総合計画

行政は、本市の最上位のまちづくり計画として、総合計画を策定します。

行財政運営

行政は、公平・公正で透明性の高い行政運営と中長期的見通しに立った財政運営を進めます。

行財政改革・行政評価

行政は、健全な行財政運営のため、行財政改革大綱を定めるとともに、行政評価を行います。

自治体法務

行政は、まちづくりに必要な条例や規則を整備し、円滑、公平・公正に執行します。

行政組織

行政は、社会環境の変化や市民ニーズに対応した機動的な組織を編成します。

住民投票

市長は、市政に関する重要事項について、住民投票を実施できます。
満18歳以上の市民は、4分の1以上の連署をもって、市長に住民投票の実施を請求できます。
議会は、12分の1以上の賛成を得て議員提案され、過半数の賛成によって議決したときは、市長に住民投票の実施を請求できます。
市民・議会・行政は、住民投票の結果を尊重します。

市民参加

議会・行政は、市民が市政に参加する機会づくりに努め、市民は、市政への参加に努めます。

◆市民参加の対象や方法などについては、「市民参加条例」で定めています。

●まちづくりの推進

高齢者や障がい者等の参加

市民・議会・行政は、年齢や障がいの有無に関係なく、あらゆる市民がまちづくりに参加できるよう、その環境づくりを進めます。

市民と自治会

市民は、まちづくりに欠くことのできない自治会の必要性や重要性を理解し、自治会を守り育てるよう努めましょう。

自治会活動

自治会は、地域課題の解決に取り組むとともに、市民が参加しやすい環境づくりを進めます。

行政と自治会や市民活動団体

行政は、自治会や市民活動団体に必要な支援や協力を行います。

市外の人との連携・協力

市民・議会・行政はあらゆる分野において、市外の人々と連携・協力を努めます。

他の自治体との連携・協力

行政は、広域的な課題や共通する課題解決に向けて、他の自治体と連携・協力します。

●条例の位置づけと見直し

最高規範性

この条例は、本市の最高規範であり、他の条例等は、この条例に基づいて定めます。

育てる条例

この条例を生きた条例とするため、4年を超えない期間ごとに総合的な検討を行います。

士別市まちづくり基本条例

[前文]

私たちのまち士別市は、北海道北部の中央に位置し、天塩川源流域の豊富な水と緑の大地をはじめとする美しい自然環境に恵まれた農林業を基幹産業とする田園都市です。士別市は、最北で最後の屯田兵や多くの先人の英知とたゆまぬ努力によって開拓が進められ、冬の厳しい寒さや雪を克服するとともに地域特性として生かすなど、自然との共生のもとに、生活基盤の整備や都市機能の充実を進め、圏域の中心都市として確かな発展を遂げてきました。

私たちに、先人が大切に守ってきた自然環境や積み重ねてきた歴史や育んできた文化を次代へと継承していく責任があるとともに、市民憲章に示す「人と大地が躍動するすこやかなまち」をめざして、都市宣言なども踏まえ、子どもたちが健やかに育ち、だれもがいきいきと暮らすことのできる明るく住みよい地域づくりを進めていく使命があります。さらに、創造的で発展的な自主自律の地域社会をつくるため、市民が主役の市政を進め、地域の主体性と責任のもとに、多様化・複雑化する様々な課題を解決していく必要があります。

そのためにも、私たちは、市民自治と情報共有を基本原則に、地域力をもって、士別市のまちづくりを進めます。

私たちは、ここに、市民・議会・行政それぞれの役割や責務をあらためて認識するとともに、市民主権による自治を確立することを決意し、まちづくりの指針となり、士別市の最高規範となる「士別市まちづくり基本条例」を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、士別市のまちづくりに関する基本理念と基本原則を定め、市民の権利や役割、議会と行政の役割や責務を明らかにするとともに、本市の自治の推進に関する基本的な事項や制度を定め、市民が主役のまちづくりを実現することを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語を次のとおり定義します。

- (1) 市民 住民（士別市内に住所を有する人をいいます。以下、同じ。）をはじめ、市内で働く人、市内で学ぶ人、市内で様々な社会的活動を行う人、これらの団体や企業などの法人をいいます。
- (2) 行政 市長を代表とする執行機関、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) まちづくり 市政を含め、よりよい地域社会をつくるために行われるすべての公共的な活動をいいます。
- (4) 市政 まちづくりのうち、市民の信託のもとに、議会と行政が担う領域をいいます。

第2章 基本理念と基本原則

(基本理念)

第3条 私たちは、国内各地域の人々はもとより、世界中の人々との友好の絆を強めながら、人類共通の願いである非核平和の実現や地球環境保全に向けたまちづくりを進めます。

2 私たちは、市民憲章の精神を尊重し、未来を見つめ、明るく住みよいまちづくりを進めます。

3 市民・議会・行政は、それぞれの役割を果たすとともに、相互の理解と連携により、地域力を発揮し、まちづくりを進めます。

(基本原則)

第4条 士別市のまちづくりは、次の基本原則に基づいて進めます。

(1) 市民自治の原則 市民は、まちづくりの主役として、自らの意志と自発的活動のもとにまちづくりを進めます。また、その一部を議会と行政に信託します。

(2) 情報共有の原則 議会・行政の積極的な市政情報の提供などのもとに、市民・議会・行政は、まちづくりに関する情報を共有します。

第3章 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりの主役として、地域活動や市政に参加する権利を有します。

2 市民は、市政に関する情報について知る権利を有します。

3 市民は、行政が提供するサービスを受ける権利を有します。

(満20歳未満の青少年や子どもの権利)

第6条 満20歳未満の青少年や子どもは、それぞれの年齢にふさわしい方法でまちづくりに参加する権利を有します。

2 前項のほか、子どもが健やかに育つことなど、子どもの権利については、別に条例で定めます。

(市民の役割)

第7条 市民は、まちづくりの主役として、自らの発言や行動に責任をもち、互いの尊重と協力のもとに、まちづくりの推進に努めます。

第4章 議会

(議会の役割)

第8条 議会は、市民の意思を的確に市政に反映させるための政策提言と行政の監視を行うとともに、条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、その他の市政運営に関する事項を審議・議決し、士別市の意思を決定する役割を有します。

(議会の責務)

第9条 議会は、市民の信託に応え、公正かつ誠実に議会活動を行う責務を有します。

2 議会は、政策課題を的確に把握するとともに、情報を市民と共有し、会議の公開を原則として活動します。

3 議会は、市民参加の機会を確保するとともに、意思決定の経過と内容を市民に積極的に説明します。

(議員の責務)

第10条 議員は、選挙により選ばれた住民の代表として、自らの役割を認識し、市民意思の的確な把握や自己の研鑽に努め、公益のために行動する責務を有します。

2 議員は、高い倫理観のもと、誠実にその職務を行い、自らの発言と行動に責任を持ちます。

(議会に関する基本的事項)

第11条 議会に関する基本的事項については、土別市議会基本条例に定めます。

第5章 行政

(行政の役割)

第12条 行政は、市民福祉の向上と市政発展のため、条例や予算をはじめとする議会の議決や法令等に基づく事務・事業を執行する役割を有します。

(行政の責務)

第13条 行政は、自らの判断と責任において、公正かつ誠実に事務を管理し、執行する責務を有します。

2 行政は、広く市民の意思を反映した行政運営を行うため、情報共有や市民参加を進め、市民との連携・協力を図りながら、事務・事業を執行します。

3 行政は、事務・事業を効果的かつ効率的に執行します。

4 行政は、公正で開かれた市政を進めるため、意思決定の内容や経過等について、市民に対して誠実に説明する責任を負います。

(市長の役割)

第14条 市長は、行政を統括し、政策を定め、制度を整備して運用することにより、土別市を代表して市政を運営する役割を有します。

(市長の責務)

第15条 市長は、市民の信託に応え、公正かつ誠実に行政を運営する責務を有します。

2 市長は、行政の職員（以下、「行政職員」といいます。）を適切に指揮監督するとともに、人材の育成を図り、効果的で効率的な組織体制を整備します。

3 市長は、限られた財源のもと、最少の費用で最大の効果を上げるように努め、健全な行政運営を進めます。

4 市長は、広く市民からの意見・提言・要望等を聴取する機会を確保します。

(行政委員会の長の役割と責務)

第16条 教育委員会をはじめとする行政委員会の長は、それぞれの機関の代表として、市長の役割と責務に準じ、それぞれの機関において、その役割と責務を果たします。

(行政職員の役割)

第17条 行政職員は、任命権者の命を受け、行政が担う業務の円滑な推進のため、その職務を遂行する役割を有します。

2 行政職員は、その職務に応じて、政策の立案や事務・事業の実施にあたります。

(行政職員の責務)

第18条 行政職員は、市民の視点に立って公正・誠実かつ効率的に職務を遂行し、市民との信頼関係を構築する責務を有します。

2 行政職員は、市民の意向や政策課題に的確に対応するため、自らの政策形成能力の向上に努めます。

3 行政職員は、職員相互の連携を密にするとともに、自らも地域社会の一員であることを踏まえ、市民とも積極的に連携を図りながら職務を遂行します。

第6章 行政運営と市民参加

(総合計画)

第19条 行政は、この条例の基本理念等に基づき、土別市のめざす将来の姿を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、本市の最上位の計画として、総合計画を策定します。

2 行政が行う政策は、原則、総合計画に基づいて実施するとともに、各施策の基本となる計画については、総合計画との整合を図ります。

(行財政の運営)

第20条 行政は、公正で透明性の高い開かれた行政運営を進めます。

2 行政は、中長期的な財政見通しのもとに、財政に関する方針や計画を策定し、これに基づく予算の編成と執行を行い、出資団体の経営状況等を含めた総合的視点のもとに、健全な財政運営を進めます。

3 行政は、予算・決算をはじめ行財政状況等について分かりやすい資料を作成し、公表します。

(行財政改革と行政評価)

第21条 行政は、健全な行財政運営を行うため、行財政改革大綱を策定し、行財政改革を推進します。

2 行政は、行財政改革大綱に基づき実施計画を策定し、その進捗を管理するとともに、進捗状況を公表します。

3 行政は、主な施策や事業について客観的な行政評価を実施し、その結果を公表するとともに、市政に反映します。

(行政組織)

第22条 行政は、その組織について、市民にわかりやすく、地域社会や市民ニーズの変化に応じ、効率的で機動的なものとして編成します。

(自治体法務)

第23条 行政は、市民ニーズや行政課題に的確に対応するため、法令等を適切に解釈し、条例・規則などの自治立法を進めます。

(行政手続)

第24条 行政は、市民の権利や利益を保護し、公正で透明な行政運営を進めるため、行政処分や行政指導、届出に関する手続について、共通する必要な事項を別に条例で定めます。

(市政への市民参加)

第25条 議会・行政は、市民が積極的に市政に参加できるよう、その機会づくりを進め、市民は、まちづくりの主役として市政への参加に努めます。

2 行政は、市民参加を行う事案の内容や性質などに応じ、多様な手法によって市政への市民参加の機会を設けます。

3 前2項のほか、市政への市民参加に関して、その対象や方法など必要な事項については、別に条例で定めます。

(住民投票)

第26条 市長は、市政に関する重要な事項について、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 満18歳以上の住民は、市政に関する重要な事項について、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。

3 議会は、市政に関する重要な事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提

案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができます。

- 4 市長は、前2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施します。
- 5 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、住民投票を行う内容に応じ、その都度、別に条例で定めます。
- 6 市民・議会・行政は、住民投票の結果を尊重します。

第7章 まちづくりの推進

(高齢者や障がい者等のまちづくりへの参加)

第27条 市民・議会・行政は、高齢者や障がいのある人などもまちづくりに参加できるよう、その環境づくりを進めます。

(自治会活動)

第28条 自治会は、まちづくりの一翼を担う重要な組織として、地域社会において自らできることを考え、行動し、地域の課題の解決に向けて取り組むよう努めます。

- 2 自治会は、多くの市民がその活動に自主的に参加しやすい環境づくりに努めます。
- 3 自治会は、相互の連携を図るとともに、行政や各種団体等とも協働し、その活動の充実に努めます。

(市民と自治会)

第29条 市民は、まちづくりに大きな役割を果たしている自治会の必要性や重要性を理解し、自治会を守り育てるよう努めます。

(行政と自治会や市民活動団体等)

第30条 行政は、自治会や市民活動団体等の自主性と自立性を尊重し、相互の連携を図るとともに、これら団体が進めるまちづくりの取り組みを促進するため、必要な協力と支援を行います。

(情報公開)

第31条 議会・行政は、積極的に情報の公開を進めるとともに、市民から市政に関する情報の開示を求められたときは、別に条例で定めるところにより、情報を公開します。

(個人情報保護)

第32条 議会・行政は、個人の権利と利益が侵害されないよう、保有する個人情報について、別に条例で定めるところにより、適正に管理・運用します。

(法令の遵守)

第33条 市長・行政職員・議員は、市政の適正な運営のため、自ら法令遵守に取り組むとともに、広く法令が遵守されるよう努めます。

(不当要求行為等の防止)

第34条 市長・行政職員・議員は、あらゆる不当要求行為等には毅然とした態度で対応し、適正な市政運営に努めます。

(災害等緊急時の対応)

第35条 行政は、市民の生命や身体、財産、くらしの安全を確保するとともに、必要な計画を策定し、災害等の緊急時にも的確な対応ができるよう危機管理体制を確立します。

- 2 行政は、災害等の緊急時には、関係機関との連携はもとより、市民や関係団体等とも連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を行います。
- 3 市民は、災害等の緊急時において、自分自身を守る努力をするとともに、互いに助け合うことができるよう訓練に参加するなど、防災に対する意識を高め、行政との連携のもとに、自主的な防災体制等の整備に努めます。

(市外の人々との連携・協力)

第36条 市民・議会・行政は、まちづくりの様々な取り組みによって築かれた関係を大切に、住みよく豊かな土別市をつくるため、あらゆる分野において、市外の人々との連携・協力を努めます。

(他の地方自治体等との連携・協力)

第37条 土別市は、広域的な課題や共通する課題の解決を図るため、他の地方自治体等と連携・協力します。

- 2 土別市は、国や北海道と対等の関係にあることを踏まえ、お互いの役割分担を明確にしながら、様々な課題の解決を図るため、相互に連携・協力します。

第8章 条例の位置づけと見直し等

(最高規範性)

第38条 この条例は土別市の最高規範であり、議会・行政は、この条例に基づいて市政を運営するとともに、他の条例などの制定・改正・廃止・解釈・運用を行います。

(条例の見直し等)

- 第39条 市長は、この条例の各条項が社会経済情勢等の変化に対応し、土別市の現状にふさわしいものとなっているかについて適宜検討するものとし、4年を超えない期間ごとに総合的な検討を行います。
- 2 市長は、前項に規定する検討を行うにあたっては、土別市振興審議会に必要な意見を求めます。
 - 3 市長は、前2項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例や関連する事項について見直しが必要であると判断したときは、速やかに対応します。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行します。

(経過措置)

- 2 市長は、この条例の施行に伴い、この条例の規定と整合を図るべき事項がある場合は、速やかに対応します。



「まちづくり基本条例」のほか、「市民参加条例」、「議会基本条例」、「子どもの権利に関する条例」などの条文は、市のホームページでご覧いただけます。

なお、印刷物として必要な場合は、市役所総務部企画振興室企画課へご連絡ください。



「土別市まちづくり基本条例」市民向けパンフレット

平成 25(2013)年3月

土別市総務部企画振興室企画課

TEL (0165)23-3121 内線 2232/E メール kikakuka@city.shibetsu.lg.jp

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用状況

資料 7

【令和2年度～4年度計】

(円)

交付金名	総事業費	交付金充当額			
		通常分	事業者支援分	原油価格物価高騰分	重点支援分
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	2,813,838,578	1,284,907,000	26,208,000	89,917,000	81,144,000

【令和2年度】

(円)

No	事業名	総事業費	交付金充当額			
			通常分	-	-	-
1	新型コロナウイルス感染症対策事業	880,000	880,000			
2	新型コロナウイルス感染症対策事業	3,953,920	3,953,920			
4	学校臨時休業対策費補助金	1,113,800	304,800			
5	事業継続応援金事業	51,825,713	51,825,713			
6	さほっちタクシーデリバリー事業	370,036	370,036			
8	地域活性化プレミアム付商品券事業	128,471,743	16,523,282			
9	飲食店応援チケット事業	500,000	500,000			
12	公立学校情報機器整備事業	37,123,480	37,123,480			
13	公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業	1,496,792	1,496,792			
14	情報通信教育推進事業	452,760	452,760			
15	家庭学習のための通信機器整備支援事業	759,200	759,200			
16	学校の臨時休業に伴う学習等への支援事業	1,654,431	1,654,431			
17	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事務事業	2,300,196	1,477,127			
18	事業継続応援金事業	40,284,066	40,284,066			
19	雇用継続応援金事業	10,000,000	10,000,000			
20	商店街応援事業	3,800,000	3,800,000			
21	学校給食関係事業者応援事業	1,000,000	1,000,000			
22	避難所感染防止対策事業	2,772,594	2,772,594			
23	新型コロナウイルス感染症予防事業	1,708,853	1,708,853			
24	妊婦応援事業	6,264,577	6,264,577			
25	子育て世帯応援事業	17,796,670	17,796,670			
27	観光施設等感染防止対策事業	2,598,640	2,591,050			
29	スポーツ合宿感染防止対策事業	313,016	313,016			
30	図書館感染防止対策事業	2,904,000	2,904,000			
31	救急搬送体制補強事業	6,773,030	6,773,030			
32	多様な働き方推進事業	6,914,050	6,914,050			
33	RPA導入促進事業	1,980,000	1,980,000			
34	児童福祉施設情報連携整備事業	239,690	239,690			
36	児童福祉施設等環境整備事業	6,932,000	6,932,000			
37	市内保育施設等環境整備補助事業	3,672,700	3,672,700			
38	社会体育施設感染拡大対策事業	1,805,100	1,805,100			
39	児童・生徒大会参加交通費助成事業	60,390	60,390			
40	確定申告電子受付システム導入事業	2,193,400	2,193,400			
41	キャッシュレス決済推進事業	151,400	151,400			
42	スポーツイベント感染予防対策事業	1,118,260	1,118,260			
43	まるごと土別収穫祭事業	715,000	715,000			
44	聴覚障がい者支援整備事業	260,150	260,150			
46	文化施設感染拡大防止対策事業	4,646,739	4,646,739			
47	保健福祉センター感染予防環境整備事業	6,020,366	5,547,476			
48	新たなものづくり応援金交付事業	38,050,960	38,050,960			
49	学校保健特別対策事業費補助金	392,260	196,000			
50	学校保健特別対策事業費補助金	24,965,673	12,482,000			
51	公立学校衛生環境整備事業	32,720,160	32,720,160			
52	公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業	2,126,800	2,126,800			
53	公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金	18,914,000	8,360,000			
54	公立学校情報機器整備事業(GIGAスクールサポーター)	487,000	487,000			
55	公立学校情報機器整備費補助金	4,379,400	1,946,400			
56	公立学校情報機器整備事業(遠隔学習)	70,970	70,970			
57	公立学校情報機器整備費補助金	226,800	100,800			
58	インフルエンザ予防接種助成事業	6,411,483	6,411,483			
59	児童福祉施設等従事者応援事業	9,154,898	9,154,898			
60	コロナ感染対応応援金事業	16,462,500	16,462,500			
61	地域通貨支援事業	6,619,000	6,619,000			
62	泊まって応援クーポン事業	5,636,140	5,636,140			
63	飲食店スタンプラリー事業	3,949,898	3,949,898			
64	無線システム普及支援事業費等補助金	1,175,122,000	220,677,000			
65	土別市光ファイバ整備事業	68,517,000	68,517,000			
66	土別市光ファイバ整備支援事業	56,233,000	56,233,000			
67	路線バス運行維持応援金事業	11,776,000	11,776,000			
68	新たな公共交通MaaS推進事業	11,522,330	11,500,000			
69	羊のまち土別「サフォーラム」ブランディング応援金事業	40,000,000	40,000,000			
70	公営住宅管理システム改修事業	836,000	836,000			
71	修学旅行キャンセル料支援事業	552,486	552,486			
72	スポーツ合宿推進事業	1,173,424	1,173,424			
73	児童福祉施設等備品整備事業	930,100	930,100			
74	指定管理施設支援事業	16,400,000	16,400,000			
75	地域活性化プレミアム付商品券事業	166,099,613	27,046,229			
	合計	2,083,556,657	850,182,000	0	0	0

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用状況

【令和3年度】

(円)

No	事業名	総事業費	交付金充当額			
			通常分	事業者支援分	—	—
1	新型コロナウイルス感染症対策事業	1,942,080	1,942,080			
2	事務効率化推進事業	990,000	990,000			
3	行政運営改革推進事業	5,018,750	5,018,750			
4	情報通信ネットワーク整備事業	22,803,000	22,803,000			
5	移住者による地域活力創造応援金交付事業	2,050,000	2,050,000			
6	障がい者入所施設等感染予防対策事業	3,329,200	3,329,200			
7	高齢者入所施設等感染予防対策事業	15,256,347	15,256,347			
8	新型コロナウイルス感染症検査支援事業	6,850,400	6,850,400			
9	いきいき健康センター感染予防対策事業	854,150	854,150			
10	事業継続応援金事業	48,563,124	30,810,124			
11	ポストコロナあつまれみんなの商店街事業	4,333,298	3,806,522			
12	ポストコロナイベント事業	9,603,807	5,472,534			
13	新たなチャレンジ応援金事業	10,574,000	10,574,000			
14	学校保健特別対策事業費補助金	10,388,279	5,194,000			
15	小中学校暖房機改善事業	28,545,000	28,545,000			
16	「合宿の里土別」ステップアッププラン事業	1,292,100	1,292,100			
17	児童・生徒大会参加交通費助成事業	422,152	422,152			
18	スポーツ合宿感染防止対策事業	389,400	389,400			
19	救急搬送感染防止対策事業	1,748,832	1,748,832			
20	救急搬送体制補強事業	7,041,100	7,041,100			
21	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事務事業	1,209,488	204,339			
22	校外学習感染防止対策事業	3,481,566	691,350			
23	リモート窓口環境整備事業	853,160	853,160			
24	次世代モビリティビジョン推進事業	6,000,000	6,000,000			
25	キャッシュレス決済推進事業	4,897,200	4,897,200			
26	水道事業会計繰出・補助(キャッシュレス決済推進事業)	1,499,300	1,499,300			
27	修学旅行キャンセル料等支援事業	219,843	219,843			
28	総合体育館環境整備事業	4,972,000	4,972,000			
29	保育対策総合支援事業費補助金	1,718,332	860,000			
30	子ども・子育て支援交付金	970,599	325,999			
31	児童福祉施設等環境整備事業	15,921,001	15,921,001			
32	路線バス運行維持応援金事業	5,748,000	5,748,000			
33	土別市立病院事業会計繰出・補助(夜間緊急外来送迎事業)	1,156,320	1,156,320			
34	土別市立病院事業会計繰出・補助(病棟受付感染対策事業)	2,145,797	2,145,797			
35	学校保健特別対策事業費補助金	1,287,814	643,000			
36	指定管理施設安定運営支援事業	14,500,000	14,500,000			
37	疾病予防対策事業	132,600	0			
38	疾病予防対策事業費等補助金	1,974,600	0			
39	疾病予防対策事業費等補助金	158,000	0			
40	路線バス運行維持応援金事業	2,228,000	2,228,000			
41	事業継続応援金事業	—	—	17,753,000		
42	経営持続化応援金事業	8,455,000	—	8,455,000		
	合計	261,523,639	217,255,000	26,208,000	0	0

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用状況

【令和4年度】

(円)

No	事業名	総事業費	交付金充当額			
			通常分	事業者支援分	原油価格物価高騰分	重点支援分
1	学校保健特別対策事業費補助金	11,246,498	5,623,000			
2	新型コロナウイルス感染症対策事業	2,067,662	2,067,662			
3	起業フォローアップ・経営支援事業	500,000	500,000			
4	バス送迎等感染防止対策事業	1,771,005	1,771,005			
5	障がい者入所施設等感染予防対策事業	3,225,000	3,225,000			
6	高齢者入所施設等感染予防対策事業	15,784,567	15,784,567			
7	保育対策総合支援事業費補助金	800,000	400,000			
8	子ども・子育て支援交付金	2,000,000	667,000			
9	保育施設等感染防止対策補助事業	1,511,586	1,511,586			
10	子ども・子育て支援交付金	393,699	131,000			
11	保育対策総合支援事業費補助金	514,697	257,000			
12	新型コロナウイルス感染症検査支援事業	1,488,860	1,488,860			
13	公立学校情報機器整備事業	3,559,635	3,559,635			
14	スポーツイベント感染予防対策事業	555,760	555,760			
15	士別市立病院事業会計繰出・補助(夜間緊急外来送迎事業)	1,190,849	1,190,849			
16	士別市立病院事業会計繰出・補助(病棟受付感染対策事業)	2,346,161	2,346,161			
17	救急業務等感染防止対策事業	5,052,789	5,052,789			
18	次世代モビリティビジョン推進事業	5,150,000	5,150,000			
19	ホームページ情報発信強化事業	21,742,600	21,742,600			
20	事業者復活サポート応援金事業	6,481,400	6,481,400			
21	地域活性化応援ポイント事業	31,278,725	21,479,429			
22	泊まって応援ポイント事業	4,923,500	4,923,500			
23	がんばろう！みんなの商店街事業	2,380,041	2,380,041			
24	みんなの新たなチャレンジ応援金事業	9,165,000	9,165,000			
25	公立学校環境整備事業	7,040,000	7,040,000			
26	住民税均等割課税世帯生活支援金給付事業	53,956,118	53,956,118			
27	学校給食原材料費高騰対策事業	1,333,000	1,333,000			
28	介護・障がい施設応援金事業	35,279,000	35,279,000			
29	エネルギー価格高騰対策応援金事業	25,913,000	1,535,148			
30	学校保健特別対策事業費補助金	1,745,890	872,890			
31	水道事業会計繰出・補助(水道料生活等支援事業)	28,786,232			7,541,831	
32	原油価格高騰対策家庭応援事業	95,862,169			82,375,169	
33	農林業物価高騰対策応援金事業	78,297,439				78,297,439
34	エネルギー価格高騰対策運送事業者等応援金事業	5,415,400				2,846,561
合計		468,758,282	217,470,000	0	89,917,000	81,144,000

参考【令和5年度】※予定額

(円)

No	事業名	総事業費	交付金充当予定額			
			通常分	事業者支援分	原油価格物価高騰分	重点支援分
1	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(低所得者支援枠)【低所得者世帯給付金】	114,350,000				114,350,000
3	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(上乗せ支援)	70,450,000				70,450,000
5	介護・障がい施設物価高騰応援金事業	34,955,000				34,955,000
6	学校給食費物価高騰対策事業	3,014,000				3,014,000
7	飼料価格高騰対策応援金	45,010,000				45,010,000
8	学校保健特別対策事業費補助金	10,800,000	5,400,000			
合計		278,579,000	5,400,000	0	0	267,779,000